

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて
家計が急変したひとり親家庭の方へ

給付金の申請はお済みですか？

ひとり親世帯臨時特別給付金

1世帯当たり5万円が受け取れます。

(第2子以降1人につき3万円を加算)

お早めに支給要件をご確認ください！

支給対象となる方

- 令和2年6月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。
 - ▶ 収入基準額（親1人、子ども1人の世帯の場合）：365万円未満
 - ▶ 令和2年6月以降に上記要件に該当した方も対象です。
 - ▶ 「家計が急変」とは収入の減少だけでなく、得られていたはずの収入が得られなかった場合も含まれます。
- 児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している。
 - ▶ 平成14年4月1日以降（障害の状態にあるお子さんの場合は平成12年4月1日以降）に生まれたお子さんが対象です。

* 支給要件など給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

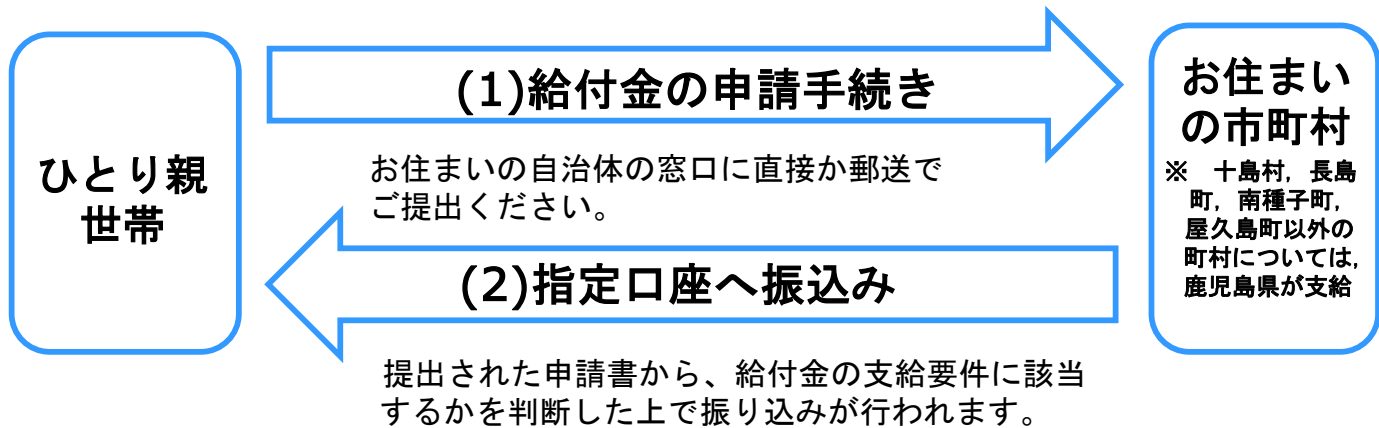
「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

※ 申請様式の入手方法や、支給時期、申請期限は、地方自治体によって異なります。また、ご自身が支給が受けられるかどうかなどの詳細については、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

給付金（家計急変者対象）の支給手続き

- ▶ ひとり親世帯臨時特別給付金（家計急変者対象）の支給を受けるためには、**申請が必要です**。
- ▶ 申請書に必要事項を記入して、お住まいの市区町村の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して基本給付の申請時に指定された口座に**可能な限り速やかに振り込み**ます。



給付金（家計急変者対象）について、よくあるご質問

- Q) 新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変したかどうかは、どのように確認するのですか。
- A) 令和2年2月以降の任意の1か月の収入額について、12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制限限度額と同等の収入額未満となれば支給対象です。
- Q) 扶養義務者の収入が減少した場合でも家計急変といえますか。
- A) 消費生活上の家計が同一である扶養義務者の収入が減少した場合でも給付金の対象になります。
- Q) 添付書類である「収入の額が分かる書類」とはどのようなものですか。
- A) 例えば、下記が考えられます。
- ・ 給与収入を有する方は給与明細など
 - ・ 事業収入または不動産収入を有する方は帳簿など
 - ・ 公的年金等収入を有する方は年金額改定通知書など



**「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。